川崎造船 全部就業

近日結束を固む

川崎造船所電機工場職工の要求は二十九日午後二時頃まではまだ會社に提出して居ない、職工も全部平常通り作業して居る但し職工側は此一兩日中に結束を固むる方針で目下旋盤工場の職工を説いて居るらしい、友愛會神戸聯合會としては二十九日夜事務所に代議員會を開催して川崎及三菱の爭議につき概括的に今後の方針を決する事とし賀川豐彦、久留弘三兩氏は二十九日正午事務所に於て大體の方針につき協議する所があつた尚電機工場内の職工團體たる電正會は三十日湊川勸業館に於て大會を開き宣言及決議を發表して大に氣勢を揚げる事に決した

柳川造船所秘書談

要求條件も新聞で初て知つた位で未だ何等具體的に考へて居ない會社としては今期の配當を前記の率割に減らし職工には出來るだけの優遇を加へてあるのでこの上要求するのは合點が行かない電機工場がボーナスが少ないといふのは同工場は比較的に最近に設けられた爲め勤續年限の關係から少額なので已むを得ない

神戸では一齊賃上問題

各勞働者團結して 近く勞働大會

最近大阪の各造船所が[illegible]しないに、[illegible]中心は神戸に移つて[illegible]造船所、川崎造船所の動搖となつたそれ[illegible]れた神戸の[illegible]一齊に結束して[illegible]各工場を組合[illegible]勞働の[illegible]を近くに、[illegible]を中心に、一[illegible]くなつた、[illegible]工は卅日夜、[illegible]人[illegible]き、造船造船の各部の聯絡を[illegible]となつた(神戸電話)

川崎造船の 職工も亦動搖を始めた

電氣工作部の八百七十名が作業せず密議をして居る

市内川崎[illegible]三菱内燃機の職工が[illegible]要求の火の手を揚げて居る一方川崎造船所でも過般來工場内に過激な宣傳ビラが撒き[illegible]電氣工作部では去廿一日小蒸汽船で繫留船の作業に行く途中風浪に浚はれて行方不明になつた職工池定永(二三)に對する會社の處置に

不平を

抱き責任を問ふべしと主張するものがあり結局廿七日の賞與支給を待つて或る種の行動を開始するとの風説が盛に行はれ警察部も會社側も内密に注意を怠らなかつたが賞與支給の[illegible]

勞働歌

を高唱し二度 二十八日午前八時依然電氣工作部職工八百七十餘名は仕事に付かず職工が[illegible]を揚げ午前九時半頃から漸く作業につく樣子を見せたが同十一時頃[illegible]は突然喧嘩となり再び持場を離れた全職工は三々伍々集團を作つて何事かを協議し役付職工の大半は工場外に[illegible]か作業してゐるらしく形勢頗る

不穩で

ある。併しまだ何等の要求も提出しないが會社[illegible]に警戒に努めて居る

川崎造船工の 要求提出

[illegible]神戸川崎造船所電氣工作部職工[illegible]八百名の[illegible]日給の[illegible]聯絡を取り會社に[illegible]の確[illegible]の件[illegible]一ヶ年未滿勤續者には一ヶ月に付日給五日分(ロ)一ヶ年以上[illegible]續者には日給廿日分を支給すること其他數項の要求書を提出することゝなれり(神戸發電)

川崎造船所 電氣工場の 怠業

十八日朝から

神戸川崎造船所電氣工場職工は十八日朝より怠業を初め[illegible]造船工場に[illegible]及せんとする模樣である

川崎職工要求

組合確認に[illegible]

神戸川崎造船所[illegible]の要求[illegible]工場内の立[illegible]的[illegible]

[illegible]

川崎造船電氣工 突如怠業

幹部頻に密議 要求書を提出せん

神戸川崎造船所の電氣工作部職工が密々密議を凝らし不穩の形勢のあつたことは既報の通りであるが同部職工八百七十餘名は二十八日午前八時より仕事を打ち造り勞働歌を高唱して喊聲を揚げ三々伍々集團を作り何事かを協議し幹部職工の大部分は工場を立出で[illegible]川崎家を[illegible]だ何等の要求も提出しないが[illegible]船工場の方にも幾分動搖の[illegible]見ゆる(神戸電話)

川崎造船の 全職工結束

今夜湊川で演説大會 社長不在で重役惱む

賞與の少かつたのを原因に不穩の形勢を示した神戸川崎造船所電氣工作部職工八百餘名は三十日も平常通り出勤したが[illegible]行動を[illegible]

作戰に就き

協議[illegible]造船各工場職工の[illegible]を得たので[illegible]結束の上一旗に[illegible]十日夜湊川新開地勸業館に大演説會を開きて[illegible]容易ならぬ状勢を[illegible]日給[illegible]を提出するに至るであらう一方會社側では職工側の要求書提出に應ずる爲め三十日午後一時から緊急

重役會を開

き午後四時[illegible]大宮[illegible]所があつた[illegible]結局松方社長の洋行中斷か[illegible]するも重役のみでは決し兼ねるので若し要求があれば來る十一月松方社長の歸朝を待つ[illegible]旨を全般職工に印刷配布する事に決した川崎造船所の爭議も遂に[illegible]期に入つた(神戸)

田附木管の要求

[illegible]

友愛會活[illegible]

[illegible]

川崎造船所職工 戰ひの準備を整へて

要求書は兩三日中に出す 犠牲を厭はぬ強固の決心

川崎造船所の電氣工作部職工の男女工合せて八百四十名、内四十名の女工も廿七日給與された賞與金の尠いのに不平の聲を揚げ既記の如く騒擾が始めたのであるが職工中の主だつた者が密議の結果左の如く貼紙をして定刻の四時半電[illegible]角も一同退場した

明日より事業に從事する事但し詳細は印刷物を配付

斯くて

退場した職工の主立ち者六十八名、兵庫西出町いろは軒に集合し、今後の方針に就き凝議の結果、左の如き要求を會社側へ提出することに滿場一致で可決した。

一、産業自治の原則を採用し漸次實行する事

二、團體交渉權を確認する事

三、退職手當は左の標準に依り支給する事

二ヶ月以上一ヶ年未滿は一ヶ月につき五日分、一ヶ年勤續者は五十日分、一年以上は一ヶ月を加へる毎に五日を加ふ

右の件

を會社側へ交渉せしむる爲め一同交渉委員三名、第一同交渉委員五名、第二同交渉委員七名を選舉し、交渉委員中に書[illegible]氏を推薦、各組、整理委員を職工十名に一名宛の割で置いて幹部との聯絡を取り、日給一圓以下の男女工は

適當の

寄金を、其他は日給の一日分を積立て會計に保管せしめ、万一の場合の軍資に備へ總會計主任一名、會計補佐二名を伊藤、石原外一名をそれぞれ選舉し、各組に聯絡委員十名を選み、必要に應じては更に數名を加へることゝし、整理委員長として濱崎三郎氏を

推擧し

三十日午後六時から新開地勸業館に於て同電氣[illegible]

嵐の前の靜けさ

馬力を掛けて作業に精勵 會社側の警戒は頗る嚴重 造船造機も亦動くか 昨川崎の電工部

陣容を

整へた川崎造船所電氣工作部職工男女八百[illegible]名は二十九日平素と異ならず出勤、何れも鳴りを鎭めて業務に就いて居る、休憩時間に寄々額を鳩めて何事かを協議するらしい形勢の無いでもないが、就業中は平日よりも一層謹直に精勵して此の不穩な行動も無く恰も

嵐の前

の靜けさを想はしめるものがあつたが、會社側の警戒は一段の嚴重を加へつゝあり即ち作業場の入口は守衛に固められ外來人は非常な注意を拂つて居る。入門證の無いものは何んと云つても入れず部員の出入にまで誰何して「僕だよ」「やァあんたですか」こういつた合言葉さへ隣所に前にられて居た

職工側

の委員は「要求の提出は何日でもやれるやうに準備してありますが、造船造機も陣容を整へつゝあるので、或は歩調を揃へて斷行するかも知れません、左なれば自然日が延びるだらうと思ひますが

單獨に

やるにしても三十日の電氣工組合電正會の發會式が濟んでからです」廿九日晩退出後交渉委員、整理委員、聯絡委員などは寄々會合して今後の事に就き協議を開いた

會社態度全然白紙

職工側の要求未だし ＝賞與に左程不平はない筈＝ 川崎造船所柳川秘書談

川崎電氣工作部職工の動搖に就いて會社側の柳川秘書は語る「今日まで職工側からは

何等の

要求も提出して居ない、けれど早晩提出するものには覺悟してゐる、今度結束して立たうとして居るのは電氣工場の從業員のみで原因が奈邊にあるかは充分に判明せぬが同工場は機械工作部から一昨年獨立させたもので設置後まだ幾年も經つて居ない

從つて

同職工は勤勞日數から見ても他の工場職工より賞與の僅少であるとも平常で、その不平が原因の一つであることゝは[illegible]

工作部の電氣工組合電正會發會式を舉け引續き同會主催となり勞働問題大講演會を開催、賀川豐彦氏久留弘三氏、京大教授法學博士河田嗣郎氏其他の

講演を

請ひ兩三日中の好機を選み、會社側へ要求を提出し戰しの火蓋を切らうといふのである、此の夜集合したのは各部職工であつたが役附は應援側に立ち、聯絡委員は各自職工の各名簿を作成し統一を計ることに努める等、陣容は全く成つた形で午後九時散會した 同職工

一役員

は語る「吾々は後援者を出すことを欲しません、それは覺悟の上です、要は吾々の目的を貫徹するにあるのです」と斷固な決意を示して居た

川崎職工の 池定永の

屍體を發見

川崎造船所電氣工作部職工池定永(二三)が二十一日午前十時頃作業船に行く途中過つて海中に墜落行衛不明となつた事既報の通りであるが同部職工達は池定の死體搜索に對する會社側の措置が頗る冷淡だといふので電氣工作部職工の憤慨甚だしく會社側に對し種々提議の結果造船所職工課名義で池定の屍體發見に懸賞を附し搜査を開始したこの趣旨も傳へられて居た處廿八日午後四時頃兵庫[illegible]組合船大[illegible]附近に漂流中の池定の屍體を發見し水上署に屆出たので檢官出張檢視をなして屍體は遺族に引渡されたそして之れと同時に前記電氣工作部の職工一同は池定には老母及び二人の遺族があるのに深く同情し會社側が同遺族に對し何等か扶助の方法を講ぜざるに於ては會社に對し嚴しく交渉を開始するやに傳へられて居るが勞働爭議に色めく際同所此の結果如何に依つては意外な事の手が此の方面から勃發するやも計らないと言はれて居る